公益財団法人江東区健康スポーツ公社公式インスタグラム（Instagram）運用要領

令和6年 5月15日 6江健公管第142号

（目的）

第１条 本要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下、「公社」という。）が開設する公社公式インスタグラムを区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

（1）インスタグラム	Meta社が提供する写真や動画を投稿し、不特定のインターネット利用者に公開できるサービスをいう。
（2）公社公式インスタグラム	公社が設置・運用するインスタグラムをいう。
（3）アカウント	インスタグラムを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
（4）投稿	インスタグラムに写真や動画及び文章を投稿することをいう。
（5）ストーリーズ	インスタグラムに24時間のみ閲覧可能な投稿をすることをいう。
（6）リール	最大90秒の動画の投稿や視聴ができる機能をいう。
（7）ライブ	インスタグラム上でライブ配信を行う機能をいう。
（8）フォロー	他のユーザーの投稿等を受信できるように登録することをいう。
（9）いいね	投稿に対して「いいね」というハートを送るアクションのことをいう。
(10) コメント	他のアカウントの投稿にコメントができる機能をいう。
(11) リポスト	他のユーザーの投稿を自分のアカウントで再投稿することをいう。
(12) ハッシュタグ	投稿等を検索するための「#」から始まるタグのことをいう。

（運用主体）

第３条 公社公式インスタグラムの運営主体は公社とし、アカウントの管理や投稿等の発信は公社公式インスタグラム管理者が行う。

２ 公社公式インスタグラム管理者の選定は、事務局次長が行うこととし、公社公式インスタグラム管理者は、情報の作成や投稿に係る事務を行う。

３　公社公式インスタグラムのアカウントは、以下のとおりとする。

（１）江東区健康センター　　koto_kenkouc
（２）江東区スポーツ会館　　koto_sportskaikan
（３）深川スポーツセンター　　koto_fukagawasc
（４）亀戸スポーツセンター　　koto_kameidosc
（５）有明スポーツセンター　　koto_ariakesc
（６）東砂スポーツセンター　　koto_higashisunasc
（７）深川北スポーツセンター　　koto_fukakitasc
（８）江東区健康スポーツ公社イベント　　koto_sportsfes

（運用主体等の明示）

第４条　この要領で定められているアカウントの運営主体、投稿内容及び発信方法について、公社公式インスタグラムのプロフィール欄に明示する。

（アカウント運用者の明示）

第５条　なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公社公式インスタグラムのアカウントを公社ホームページに明示し、周知する。

（掲載内容）

第６条　公社公式インスタグラムでは、以下の情報を掲載することとする。

（１）公社が管理する体育室やプール、トレーニング室等の情報
（２）公社が実施するイベントの周知や報告等の情報
（３）その他公社が適当と認める情報

（トラブル防止策）

第７条　発信によるトラブルを防止するため、以下のルールを遵守のうえ運用を行うこととする。

（１）重要な情報は取り扱わない。

公社以外の企業名等について、相手方の許可を得ていない場合は固有名詞を掲載しない。また、写真や動画内の情報にも十分注意を払い、個人情報や重要情報等が掲載されることがないよう取り扱う。

（２）不確かな情報は発信しない。

医療や健康に関する情報において、その効果が不確定なものは取り扱わない。特に「痩身」「健康回復」等の情報については十分注意する。

（３）他人のプライバシーや個人情報を掲載しない。

利用者だけに限らず、職員、スタッフ等においても、本人の掲載意思を尊重する。また肖像権等のコンプライアンスを遵守のうえ運用する。

（４）センシティブな情報に干渉しない。

あくまでも公社事業や施設の紹介を行うものとし、世間等で話題になっていることをハッシュタグを付けて発信することについては慎重に行う。ただし、オリンピックパラリンピック等の大規模イベントや、公共性の高い内容のものについてはその限りではない。

（炎上等のトラブル発生時の対応）

第８条　慎重な対応を行っていても、時としてトラブルが発生する可能性がある。コメントによる安易な謝罪や投稿削除はトラブルをさらに大きくする可能性もあるため、下記のことを心得て対応を行う。

（１）すぐに投稿を削除せずに、落ち着いて状況を整理し、事務局次長へ報告を行う。

（２）コメント等においても安易な謝罪は行わない。

（３）謝罪については、公社としての方針決定後に対応する。

（フォロー、いいね及びコメントの制限）

第９条　公社公式インスタグラムでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、いいね及び他投稿へのコメントは行わないものとする。ただし、政府機関、東京都、江東区、地方公共団体等の発信する公益性の高い投稿や公社公式インスタグラム運用の目的に照らして、事務局次長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

（投稿の削除）

第１０条　利用者による以下に掲げるコメント等があった場合、公社は予告なく削除することができる。

（１）法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容

（２）特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

（３）政治又は宗教活動を目的とするもの

（４）著作権、商標権、肖像権等、公社又は第三者の知的所有権を侵害するもの

（５）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

（６）人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

（７）公の秩序又は善良の風俗に反する内容

（８）虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの

（９）本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) その他公社が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むもの

（運用要領の変更）

第１１条　本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更の旨とその内容を、公社公式インスタグラム又は公社ホームページに明示し、周知する。

（その他）

第１２条　その他、本要領の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。